**令和７年度**

**【No.14-１】指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**○　指定自立訓練（機能訓練）**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| HP，Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 事業者の名称 |  |
| 事業所番号 | ４６ |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者及び担当者氏名 |  |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |

※　太枠内のみ事業所において御記入ください。

《目　　次》

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定自立訓練（機能訓練））

　第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　第２　人員に関する基準

　１　指定自立訓練（機能訓練）事業の従業者の員数・・・・・・・・・・・・・　　２

　第３　設備に関する基準

　１　設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

　第４　運営に関する基準

　１　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

２ 契約支給量の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　３　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　４　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

５　サービス提供困難時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　６　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　　　７　訓練等給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　８　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・　１０

10　身分を証する書類の携行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

11　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

12　指定自立訓練（機能訓練）事業者が支給決定障害者等に

求めることのできる金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

13　利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

14　利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

15 訓練等給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

16 指定自立訓練（機能訓練）の取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

17　自立訓練（機能訓練）計画の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

18　サービス管理責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

19　相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

20 訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

21　地域生活への移行のための支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

22　食事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

23　緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

24　健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

25　支給決定障害者に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

26　管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

27　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

28　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

29　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

30　定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

31　非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

32　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

33　協力医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

34　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

35　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

36　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

37　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

38　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

39　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

40　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

41　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

42　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

43　地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

44　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

45　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

第５　共生型障害福祉サービスに関する基準

１ 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準 ・・ ３８

　２　共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション

事業者の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

　　　３　共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護

事業者の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

　　　４　準用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

　　　５　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

第６　基準該当障害福祉サービスに関する基準

１　基準該当自立訓練（機能訓練）の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

２　指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例・・・・・・・・・・・　４６

３　利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

４　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

　第７　多機能型に関する特例

　　 １　利用定員に関する特例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

２ 従業者の員数等に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

　３　設備の特例等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

　　　４　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

　第８　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

　第９　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い

　１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

　２　機能訓練サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

　２－２　福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

２－３　ピアサポート実施加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

　３　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

４　高次脳機能障害者支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

　５　初期加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

　６　欠席時対応加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

　６－２　リハビリテーション加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

７　利用者負担上限額管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

　　 ８　食事提供体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

９　送迎加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

10　障害福祉サービスの体験利用支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

10－２　社会生活支援特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

10－３　就労移行支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

10－４　緊急時受入加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

10－５　集中的支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

11　福祉・介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

12　福祉・介護職員等特定処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

13　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・・・・・・・・・・・・・　７６

14　福祉・介護職員等処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８

（参考）

主な根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類

指定自立訓練（機能訓練）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 指定申請書類(控) | 有・無 |
| ２ | 組織図 | 有・無 |
| ３ | 勤務表，出勤簿 | 有・無 |
| ４ | 給与台帳 | 有・無 |
| ５ | 登録証，免許証 | 有・無 |
| ６ | 平面図 | 有・無 |
| ７ | 運営規程 | 有・無 |
| ８ | 契約書，重要事項説明書 | 有・無 |
| ９ | 利用料金等の説明文書，パンフレットなど | 有・無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有・無 |
| 11 | 看護・介護記録，生活介護計画等 | 有・無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有・無 |
| 13 | 前年度利用者数が分かる資料 | 有・無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有・無 |
| 15 | 消防計画 | 有・無 |
| 16 | 衛生管理等に関する記録 | 有・無 |
| 17 | 就業規則 | 有・無 |
| 18 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | 有・無 |
| 19 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有・無 |
| 20 | 苦情解決に関する記録 | 有・無 |
| 21 | 事故に関する記録 | 有・無 |
| 22 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有・無 |
| 23 | 損害賠償保険証書 | 有・無 |
| 24 | 変更届(控) | 有・無 |
| 25 | 金銭台帳の類 | 有・無 |
| 26 | 介護給付費又は訓練等給付費請求書(控) | 有・無 |
| 27 | 介護給付費又は訓練等給付費明細書(控) | 有・無 |
| 28 | サービス提供実績記録票（控） | 有・無 |
| 29 | サービス提供証明書（控） | 有・無 |
| 30 | 領収証(請求書)(控) | 有・無 |
| 注１　運営指導対象期間は，令和　６年　４月　１日から運営指導当日までですので，  その期間に対応した上記書類を準備してください。  注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります。 | | |

**Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定自立訓練（機能訓練））**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第１　基本方針  第２　人員に関する基準  １　指定自立訓練（機能訓練）事業の従業者の員数  （１）看護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 | （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し，これに基づき利用者に対して指定自立訓練（機能訓練）を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立訓練（機能訓練）を提供しているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った指定自立訓練（機能訓練）の提供に努めているか。  （３）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。  （４）指定自立訓練（機能訓練）の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，障害者総合支援法施行規則第６条の６第１号に規定する期間にわたり，身体機能又は生活能力の維持，向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。   |  | | --- | | ※多機能型事業所においては，「第７ 多機能型に関する特例（P50～52）」についても確認すること。 |   　指定自立訓練（機能訓練）事業所に置く従業者及びその員数は，次のとおりになっているか。  ①　看護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は，指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を6で除した数以上となっているか。  ②　看護職員の数は，指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，１以上となっているか。  　　また，１人以上は常勤となっているか。  ③　理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士の数は，指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，1以上となっているか。  　　ただし，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。  ④　生活支援員の数は，指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，１以上となっているか。  　　また，１人以上は常勤となっているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　対象者（施行規則第６条の７第１号）身体障害者又は施行令第1条で定める疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの  ○　期間（施行規則第６条の６第１号）  ①　身体機能の向上に係るもの  　１年６月間  ②　頸けい髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者  ３年間  ○　看護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員については，それぞれについて，最低１人以上配置することが必要である。    ○　理学療法士，作業療法士及び言語聴覚士を確保することが困難な場合には，看護師のほか，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができるものであること。また，利用者の日常生活やレクリエーション，行事を通じて行う機能訓練については，当該事業所の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。 | ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利  用人数）が分かる  書類（実績表等） | 法第43条  平18厚令171第３条第１項  平18厚令171第３条第２項  平18厚令171第３条第３項  平18厚令171第155条  平18厚令19  第６条の７第１号  第６条の６第１号  法第43条第１項  平18厚令171  第156条第１項  平18厚令171  第156条第１項第１号イ  平18障発第1206001号  第八１(1)  平18厚令171  第156条第1項第1号ロ  同第156条第6項  平18厚令171  第156条第1項第1号ハ  同第156条第４項  平18障発第1206001号  第八１(5)（準用（第五１(3)）  平18厚令171  第156条第1項第1号ニ  同第156条第７項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （２）サービス管理責任者  （３）訪問による指定自立訓練（機能訓練）  （４）利用者数の  算定  （５）職務の専従  （６）管理者  （７）従たる事業所を設置する場合の特例  （経過措置） | 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに，①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。  　①　利用者の数が60以下　　１以上  　②　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  　　　また，１人以上は常勤となっているか。  　指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて，訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は，指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，(1)及び(2)に規定する員数の従業者に加えて，当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１人以上置いているか。  　（１）及び（２）の利用者の数は，前年度の平均値となっているか。ただし，新規に指定を受ける場合は，適切な推定数により算定されているか。  　指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は，専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）  　指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  　（ただし，指定自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は，当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の他の職務に従事させ，又は当該指定自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所，施設等の職務に従事させることができる。）  　指定自立訓練（機能訓練）事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては，主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は，常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。  指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う場合において，平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定就労継続支援Ｂ型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については，当分の間，（７）の規定は適用しない。  　この場合において，当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち１人以上は，専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス管理責任者は，自立訓練（機能訓練）計画の作成及び提供した指定自立訓練（機能訓練）の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので，これらの業務の客観性を担保する観点から，原則として，直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。ただし，利用者に対するサービス提供に支障がない場合は，サービス管理責任者が当該事業所の他の職務に従事することができるものとする。  ○　兼務が認められる場合  ・　当該事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  ・　当該事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって，当該他の事業所又は施設等の管理者，サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯も，当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し，職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ，また，事故発生時等の緊急時の対応について，あらかじめ対応の流れを定め，必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合 | ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）  ○従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）  ○管理者の雇用形態が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○従業者の勤務実態の分かる書類  （出勤簿等） | 平18厚令171第156条第１項第２号，第８項  平18厚告544  平18障発第1206001号  第五１(4)  平18厚令171第156条第２項  平18厚令171第156条第３項  平18厚令171第156条第５項  平18厚令171第157条  準用（第51条）  平18障発第1206001号  第八１(5)（準用（第四１(7)①）  平18厚令171第157条  準用（第79条）  平18厚令171附則第23条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第３　設備に関する基準  １　設備  （１）訓練・作業室  （２）相談室  （３）洗面所  （４）便所  （経過措置）  第４　運営に関する基準  １　内容及び手続の説明及び同意 | |  | | --- | | ※多機能型事業所においては，「第７ 多機能型に関する特例（P50～52）」についても確認すること。 |   ①　訓練・作業室，相談室，洗面所，便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。  　　（ただし，相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は，兼用することができる。）  ②　これらの設備は，専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の用に供するものとなっているか。  　（ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）  ①　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。  ②　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。  　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。  　利用者の特性に応じたものであるか。  　利用者の特性に応じたものであるか。  法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設,旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設，指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準施行後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において，指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については，当分の間，多目的室を設けないことができる。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，支給決定障害者が指定自立訓練（機能訓練）の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定自立訓練（機能訓練）の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  ある・ない  ある・ない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定自立訓練（機能訓練）事業所における訓練・作業室等，面積や数の定めのない設備については，利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定自立訓練（機能訓練）が提供されるよう，適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。  ○　記載内容  ①経営者名及び主たる事務所の所在地 ②指定自立訓練（機能訓練）の内容 ③利用者が支払うべき額に関する事項④提供開始年月日  ⑤苦情を受け付けるための窓口 | ○平面図  ○設備・備品等一覧表  【目視】  ○同上  ○同上  ○同上  【目視】  ○同上  ○同上  ○重要事項説明  書  ○利用契約書 | 法第43条第2項  平18厚令171第158条  準用（第81条第１項）  平18厚令171第158条  準用（第81条第３項）  平18障発第1206001号  第五２(2)  平18厚令171第158条  準用（第81条第４項）  平18厚令171第158条準用  （第81条第２項第１号イ，ロ）  平18厚令171第158条  準用（第81条第２項第２号）  平18厚令171第158条  準用（第81条第２項第３号）  平18厚令171第158条  準用（第81条第２項第４号）  平18厚令171附則第22条  法第43条第２項  平18厚令171第162条  準用（第９条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(1) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　契約支給量の報告等  ３　提供拒否の禁  　止  ４　連絡調整に対する協力  ５　サービス提供困難時の対応  ６　受給資格の確  　認  ７　訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，社会福祉法第77条(利用契約の成立時の書面の交付)の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）を提供するときは，当該指定自立訓練（機能訓練）の内容，契約支給量，その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。    （２）契約支給量の総量は，当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。  （３）指定自立訓練（機能訓練）事業者は指定自立訓練（機能訓練）の利用に係る契約をしたときは，受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。  （４）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，受給者証記載事項に変更があった場合に，(１)から(３)に準じて取り扱っているか。  　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，正当な理由がなく指定自立訓練（機能訓練）の提供を拒んでいないか。  　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）事業所の通常の実施地域等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練（機能訓練）を提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の指定自立訓練（機能訓練）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）の提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の有無，支給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，自立訓練（機能訓練）　　に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いない・いる  いる・ いない  いる・ いない  いない・いる  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　当該契約に係る指定自立訓練（機能訓練）の提供が終了した場合にはその年月日を，月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定自立訓練（機能訓練）の量を記載する。  ○　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは，  ①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  ②　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって，これに該当しない者から利用申込みがあった場合，その他利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練（機能訓練）を提供することが困難な場合  　※　「難病等対象者」である理由のみをもって，一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成25年３月６日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課　事務連絡）  ③　入院治療が必要な場合 | ○重要事項説明  書  ○利用契約書  ○その他利用者に交付した書面  ○受給者証(写)  ○受給者証(写)  ○契約内容報告書  ○契約内容報告書  ○受給者証(写)  ○契約内容報告書  ○受給者証(写) | 平18厚令171第162条  準用（第９条第２項）  平18厚令171第162条  準用（第10条第１項)  平18障発第1206001号  第三３(2)①  平18厚令171第162条  準用（第10条第２項)  平18厚令171第162条  準用（第10条第３項)  平18厚令171第162条  準用（第10条第４項)  平18厚令171第162条  準用（第11条）  平18障発第1206001号  第八３(4)準用（第三３(3)）（但し③を除く）  平18厚令171第162条  準用（第12条）  平18厚令171第162条  準用（第13条）  平18厚令171第162条  準用（第14条）  平18厚令171第162条  準用（第15条第１項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ８　心身の状況等の把握  ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  10　身分を証する書類の携行  11　サービスの提供の記録  12　指定自立訓練（機能訓練）事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，自立訓練（機能訓練）　　に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。  　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）を提供するに当たっては，地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，従業者に身分を証する書類を携行させ，初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は，当該指定自立訓練（機能訓練）の提供日，内容その他必要な事項を，指定自立訓練（機能訓練）の提供の都度記録しているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，（１）の規定による記録に際しては，支給決定障害者等から指定自立訓練（機能訓練）を提供したことについて確認を受けているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者が指定自立訓練（機能訓練）を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うこと。  ○　身分証には，当該事業所の名称，当該従業者の氏名を記載するものとし，当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。  ○　記録事項  　　当該指定自立訓練（機能訓練）の提供日，提供したサービスの具体的内容，実績時間数，利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項等  ○　利用者の確認  サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から，利用者の確認を得ること。  ○　利用者の直接便益を向上させるものについては，次の要件を満たす場合に，利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。  ①　指定自立訓練（機能訓練）のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 | ○アセスメント  　記録  ○ケース記録  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○サービス提供の記録  ○同上 | 平18厚令171第162条  準用（第15条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(7)②  平18厚令171第162条  準用（第16条）  平18厚令171第162条  準用（第17条第１項）  平18厚令171第162条  準用（第17条第２項）  平18厚令171第162条  準用（第18条）  平18障発第1206001号  第三３(8)  平18厚令171第162条  準用（第19条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(9)①  平18厚令171第162条  準用（第19条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(9)②  平18厚令171第162条  準用（第20条第１項)  平18障発第1206001号  第三３(10)①② |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 13　利用者負担額等の受領 | （２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者等に対し説明を行い，その同意を得ているか。  　ただし，13の(１)から(３)までに掲げる支払については，この限りでない。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は，支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は，支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  （３）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，(１)及び(２)の支払を受ける額のほか，指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。  　　①　食事の提供に要する費用  　　　（次のイ又はロに定めるところによる）  　　　イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  　　　ロ　事業所等に通う者等のうち，障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第１号に掲げる者のうち，支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては，その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては，16万円未満）であるもの又は同令第17条第２号から第４号までに掲げる者に該当するものについては，食材料費に相当する額  　　②　日用品費  　　③　①又は②のほか，指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  （４）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，(１)から(３)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。  （５）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，(３)の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，支給決定障害者の同意を得ているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ②　利用者等に求める金額，その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し，説明を行うとともに，当該利用者の同意を得ていること。  ○　法定代理受領サービスとして提供される指定自立訓練（機能訓練）についての利用者負担額として，サービス費用基準額の１割（ただし，法第31条の規定の適用により訓練給付費の給付率が９割でない場合については，それに応じた割合とし，負担上限月額を上限とする。）の支払を受けなければならない。  ○　法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際には，利用者から，利用者負担額のほか，サービス費用基準額（その額が現に当該自立訓練（機能訓練）に要した費用（法第29条第１項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは，当該自立訓練（機能訓練）に要した費用の額）の支払を受ける。 | ○請求書  ○領収書  ○同上  ○同上  ○領収書  ○重要事項説明書 | 平18厚令171第162条  準用（第20条第２項）  平18厚令171第159条第１項  平18障発第1206001号  第三３(11)①②  平18厚令171第159条第２項  平18厚令171第159条第３項  平18厚令171第159条第４項  平18厚告545二のイ  平18政令10第17条第１～４号  平18厚令171第159条第５項  平18厚令171第159条第６項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 14　利用者負担額に係る管理  15　訓練等給付費の額に係る通知等  16　指定自立訓練  （機能訓練）の取  扱方針 | 指定自立訓練（機能訓練）事業者は，支給決定障害者の依頼を受けて，当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（機能訓練）事業者が提供する指定自立訓練（機能訓練）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定自立訓練（機能訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立訓練（機能訓練）及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第３項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  　この場合において，当該指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，法定代理受領により市町村から指定自立訓練（機能訓練）に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は，支給決定障害者等に対し，当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）に係る費用の支払を受けた場合は，その提供した指定自立訓練（機能訓練）の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，自立訓練（機能訓練）　　計画に基づき，利用者の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，指定自立訓練（機能訓練）の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮しているか。  （３）指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は，指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその家族に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行っているか。  （４）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，その提供する指定自立訓練（機能訓練）の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス提供証明書の利用者への交付  　　利用者が市町村に対し訓練等給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。 | ○利用者負担額上限額管理通知(控)等  ○通知(写)  ○サービス提供証明書(写)  ○自立訓練（機能訓練）計画（利用者ごと）  ○同上  ○実績記録など  ○研修受講記録  ○自己評価に関する記録  ○外部評価結果の記録　　　など | 平18厚令171第162条  準用（第22条）  平18厚令171第162条  準用（第23条第１項）  平18厚令171第162条  準用（第23条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(13)②  平18厚令171第162条  準用（第57条第１項)  平18厚令171第162条  準用（第57条第２項)  平18厚令171第162条  準用（第57条第３項)  平18厚令171第162条  　　　準用（第57条第４項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 17　自立訓練（機  能訓練）計画の  作成等 | （１）指定自立訓練（機能訓練）事業所の管理者は，サービス管理責任者に指定自立訓練（機能訓練）に係る個別支援計画（自立訓練（機能訓練）計画）の作成に関する業務を担当させているか。  （２）サービス管理責任者は，自立訓練（機能訓練）計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  （３）アセスメントに当たっては，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に意思決定の支援を行うため，当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。  （４）アセスメントに当たっては，利用者に面接して行っているか。  　　 この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利  用者に対して十分に説明し，理解を得ているか。  （５）サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，指定自立訓練（機能訓練）の目標及びその達成時期，指定自立訓練（機能訓練）を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練（機能訓練）計画の原案を作成しているか。  　　　この場合において，当該指定自立訓練（機能訓練）事業所が提供する指定自立訓練（機能訓練）以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立訓練（機能訓練）計画の原案に位置付けるよう努めているか。  （６）サービス管理責任者は，自立訓練（機能訓練）計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい，テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し，当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに，自立訓練（機能訓練）計画の原案の内容について意見を求めているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画  ○サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録  ○アセスメント  を実施したこ  とが分かる記録  ○面接記録  ○同上  ○個別支援計画の原案  ○他サービスとの連携状況が分かる書類  ○サービス担当者会議の記録 | 平18厚令171第162条  準用（第58条第１項)  平18厚令171第162条  準用（第58条第２項)  平18厚令171第162条  準用（第58条第３項)  平18厚令171第162条  準用（第58条第４項)  平18厚令171第162条  準用（第58条第５項)  平18厚令171第162条  　　　準用（第58条第６項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （７）サービス管理責任者は，自立訓練（機能訓練）計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得ているか。  （８）サービス管理責任者は，自立訓練（機能訓練）計画を作成した際には，当該自立訓練（機能訓練）計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。  （９）サービス管理責任者は，自立訓練（機能訓練）計画の作成後，自立訓練（機能訓練）計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに，少なくとも３月に１回以上，自立訓練（機能訓練）計画の見直しを行い，必要に応じて自立訓練（機能訓練）計画の変更を行っているか。  （10）サービス管理責任者は，モニタリングに当たっては，利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。  　　①　定期的に利用者に面接すること。  　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。    （11）自立訓練（機能訓練）計画に変更のあった場合，(２)から(８)に準じて取り扱っているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画  ○同上  ○利用者に交付した記録  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○モニタリング  記録  ○面接記録  ○（２）から（８）にあげる確認資料 | 平18厚令171第162条  準用（第58条第７項)  平18厚令171第162条  準用（第58条第８項)  平18厚令171第162条  準用（第58条第９項)  平18厚令171第162条  準用（第58条第10項)  平18厚令171第162条  準用（第58条第11項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 18　サービス管理責任者の責務  19　相談及び援助  20　訓練 | （１）サービス管理責任者は，自立訓練（機能訓練）計画の作成等のほか，次に掲げる業務を行っているか。  　　①　利用申込者の利用に際し，その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により，その者の心身の状況，当該指定自立訓練（機能訓練）事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  　　②　利用者の心身の状況，その置かれている環境等に照らし，利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに，自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し，必要な支援を行うこと。  　　③　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。  （２）　サービス管理責任者は，業務を行うに当たっては，利用者の自己決定の尊重を原則とした上で，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。  　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって訓練を行っているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者に対し，その有する能力を活用することにより，自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。  （３）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，常時１人以上の従業者を訓練に従事させているか。  （４）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，その利用者に対して，　　利用者の負担により，当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては，利用者の人格に十分配慮し，自立訓練（機能訓練）計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり，利用者の心身の状況に応じて，適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。  　　また，指定自立訓練（機能訓練）は，単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず，利用者が当該指定自立訓練（機能訓練）の訓練期間経過後，地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう，当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め，総合的な支援を行うものでなければならない。 | ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○同上  ○サービス提供の記録  ○他の従業者に指導及び助言した記録  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録 | 平18厚令171第162条  準用（第59条第１条)  平18厚令171第162条  準用（第59条第２条)  平18厚令171第162条  準用（第60条)  平18厚令171第160条第１項  平18障発第1206001号  第八３(2)①  平18厚令171第160条第２項  平18厚令171第160条第３項  平18厚令171第160条第４項  平18厚令171第第162条  準用（第85条の２)  平18障発第1206001号  第五３(4)の２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 21　地域生活への移行のための支援  22　食事  23　緊急時等の対  応  24　健康管理  25　支給決定障害  　者に関する市町  　村への通知 | （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し，必要な調整を行っているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者が住宅等における生活に移行した後も，一定期間，定期的な連絡，相談等を行っているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，あらかじめ，利用者に対し食事の提供の有無を説明し，提供を行う場合には，その内容及び費用に関して説明を行い，利用者の同意を得ているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，食事の提供に当たっては，利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し，適切な時間に食事の提供を行うとともに，利用者の年齢及び障害の特性に応じた，適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため，必要な栄養管理を行っているか。  （３）調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。  （４）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，食事の提供を行う場合であって，指定自立訓練（機能訓練）事業所に栄養士を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。  　従業者は，現に指定自立訓練（機能訓練）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，常に利用者の健康の状況に注意するとともに，健康保持のための適切な措置を講じているか。  　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ①　正当な理由なしに指定自立訓練（機能訓練）の利用に関する指示に従わないことにより，障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  ②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け，又は受けようとしたとき。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者が地域生活へ移行できるよう，日中活動サービス事業者等と連携し，利用調整等を行うとともに，利用者が真に地域生活に定着し，将来にわたり自立した日常生活が営めるよう，利用者が地域生活へ移行した後，少なくとも６月以上の間は，当該利用者の生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉サービスの利用支援等を行わなければならない。    ○　食事提供の留意点  　ア　利用者の嗜好，年齢や障害の特性に配慮するとともに，できるだけ変化に富み，栄養のバランスに配慮すること。  　イ　調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに，その実施状況を明らかにしておくこと。  　ウ　適切な衛生管理がなされていること。  ○　食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが，指定自立訓練（機能訓練）事業者は，受託事業者に対し，利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう，定期的に調整を行わなければならない。  ○　法第８条第１項の規定により，市町村は，偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは，その者から，その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ，指定自立訓練（機能訓練）事業者は，自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく，意見を付して市町村に通知しなければならない。 | ○緊急時対応マニュアル  ○ケース記録  ○事故等の対応記録 | 平18厚令171第161条第１項  平18厚令171第161条第２項  平18障発第1206001号  第八３(3)  平18厚令171第162条  準用（第86条第１項）  平18厚令171第162条  準用（第86条第２項）  平18障発第1206001号  第五３(5)①  平18厚令171第162条  準用（第86条第３項）  平18厚令171第162条  準用（第86条第４項）  平18障発第1206001号  第五３(5)②  平18厚令171第162条  準用（第28条）  平18厚令171第162条  準用（第87条）  平18厚令171第162条  準用（第88条）  平18障発第1206001号  第四３(14) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 26　管理者の責務  27　運営規程 | （１）指定自立訓練（機能訓練）事業所の管理者は，当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業所の管理者は，当該自立訓練（機能訓練）事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第９章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  　①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種，員数及び職務の内容  　③　営業日及び営業時間  　④　利用定員  　⑤　指定自立訓練（機能訓練）の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　⑥　通常の事業の実施地域  　⑦　サービスの利用に当たっての留意事項  　⑧　緊急時等における対応方法  　⑨　非常災害対策  　⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　⑪　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑫　その他運営に関する重要事項  ※　指定自立訓練（機能訓練）事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は，その旨を明記すること。  ＜平18障発第1206001号第五３(8)③＞ | いる・ いない  いる・ いない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　従業者の管理及び当該事業所の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに，従業者に基準第９章第４節（運営に関する基準）の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならない。  ○　④の利用定員は，当該事業所において同時に指定自立訓練（機能訓練）の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものである。なお，複数の指定自立訓練（機能訓練）の単位が設置されている場合にあっては，当該指定自立訓練（機能訓練）の単位ごとに利用定員を定める必要がある。  ○　⑥の通常の事業の実施地域は，客観的にその区域が特定されるものとすること。なお，通常の事業の実施地域は，利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり，当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。また，当該事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが，障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては，円滑な指定自立訓練（機能訓練）の利用が図られるよう，当該事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。  ○ 「虐待の防止のための措置事項」  ア　虐待の防止に関する担当者の選定  イ　成年後見制度の利用支援  ウ　苦情解決体制の整備  エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）など | ○他の業務等と兼務している場合，それぞれの勤務表など  ○運営規程 | 平18厚令171第162条  準用（第66条第１項)  平18障発第1206001号  第四３(15)  平18厚令171第162条  準用（第66条第２項)  平18厚令171第162条  準用（第89条）  平18障発第1206001号  第五３(8)  「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号当職通知） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 28　勤務体制の確保等  29　業務継続計画  の策定等  30　定員の遵守 | （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者に対し，適切な指定自立訓練（機能訓練）を提供できるよう，指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，従業者の勤務体制を定めているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者によって指定自立訓練（機能訓練）を提供しているか。  　　（ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。）  （３）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  （４）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，適切な指定自立訓練（機能訓練）の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  　※経過措置（令和６年３月31日までの間は努力義務）  　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用定員を超えて指定自立訓練（機能訓練）の提供を行っていないか。  　（ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。） | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定自立訓練（機能訓練）の単位等により２以上で行っている場合は，その勤務体制ごとの勤務表）を作成し，従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係等を明確にすること。  　　調理業務，洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については，第三者への委託等を行うことを認めるものであること。  ※　下記に該当する利用定員を超えた利用者の受入については，適正なサービスの提供が確保されることを前提に，地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定自立訓練（機能訓練）事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り，可能とする。 | ○従業者の勤務表  ○勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類  ○研修計画  ○研修実施記録  ○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類  ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類  ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | 平18厚令171第162条  準用（第68条第１項)  平18障発第1206001号  第四３(17)①  平18厚令171第162条  準用（第68条第２項)  平18障発第1206001号  第四３(17)②  平18厚令171第162条  準用（第68条第３項)  平18厚令171第162条  準用（第68条第４項)  平18厚令171第162条  準用（第33条の２第１項)  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第162条  準用（第33条の２第２項)  平18厚令171第162条  準用（第33条の２第３項)  平18厚令171第162条  準用（第69条)  平18障発第1206001号  第八３(4)準用（第五３(12)③） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 31　非常災害対策  32　衛生管理等 | ア　１日当たりの利用者の数  （Ⅰ）利用定員50人以下の指定自立訓練（機能訓練）事業所の場合  １日当たりの利用者の数（複数の指定自立訓練（機能訓練）の単位が設置されている場合にあっては，当該指定自立訓練（機能訓練）の単位ごとの利用者の数。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）が，利用定員（複数の指定自立訓練（機能訓練）の単位が設置されている場合にあっては，当該指定自立訓練（機能訓練）の単位ごとの利用定員。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）に150％を乗じて得た数以下となっていること。  （Ⅱ）利用定員51人以上の指定自立訓練（機能訓練）事業所の場合  １日当たりの利用者の数が，利用定員から50を差し引いた数に125％を乗じて得た数に，75を加えて得た数以下となっていること。  イ　過去３月間の利用者の数  過去３月間の利用者の延べ数が，利用定員に開所日数を乗じて得た数に125％を乗じて得た数以下となっていること。  ただし，定員11人以下の場合は，過去３月間の利用者の延べ数が，定員の数に３を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。  （３）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，(２)の訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者の使用する施設及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行っているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，当該指定自立訓練（機能訓練）事業所において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており，それらの設備を確実に設置しなければならない。  　　消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画を策定し，これに基づく消防業務を消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせること。  　　火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めるものである。  ○　指定自律訓練（機能訓練）事業者が避難，救出その他の訓練の実施に当たって，できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めるには，日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど，訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては，消防関係者の参加を促し，具体的な指示を仰ぐなど，より実効性のあるものとすること。 | ○非常火災時対応マニュアル（対応計画）  ○運営規程  ○通報・連絡体制  ○消防用設備点検の記録  ○避難訓練の記録  ○消防署への届出  ○地域住民が訓練に参加していることが分かる書類  ○衛生管理に関する記録  ○衛生管理に関　　する書類（感染　予防に関する職員研修記録等） | 平18厚令171第162条  準用（第70条第１項）  平18障発第1206001号  第四３(19)  平18厚令171第162条  準用（第70条第２項）  平18厚令171第162条  準用（第70条第３項）  平18厚令171第162条  準用（第90条第１項）  平18厚令171第162条  準用（第90条第２項）  令３厚令10附則第４条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 33　協力医療機関  34　掲示  35　身体拘束等の禁止 | ①　当該指定自立訓練（機能訓練）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　当該指定自立訓練（機能訓練）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  ③　当該指定自立訓練（機能訓練）事業所において，従業者に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務）  　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めてあるか。  指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  又は，指定自立訓練（機能訓練）事業者は，これらの事項を記載した書面を当該指定自立訓練（機能訓練）事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  （１）指定自立訓練(機能訓練)事業者は，指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その様態及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  （３）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  ある・ない  いる・ いない  いる・ いない  いない・いる  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　協力医療機関は，当該事業所から近距離にあることが望ましい。 | ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○協力医療機関等との契約書等  ○事業所の掲示物又は備え付け閲覧物  ○個別支援計画  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類等）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適正化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類 | 平18厚令171第162条  準用（第91条）  平18障発第1206001号  第五３(10)  平18厚令171第162条  準用（第92条第１項・第２項）  平18厚令171第162条  準用（第35条の２第１項）  平18障発第1206001号  第三３(26)  平18厚令171第162条  準用（第35条の２第２項）  平18厚令171第162条  準用（第35条の２第３項）  令３厚令10附則第５条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 36　秘密保持等  37　情報の提供等  38　利益供与等の  　禁止  39　苦情解決 | （１）指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。  （３）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，他の指定自立訓練（機　　能訓練）事業者等に対して，利用者又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）を利用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該指定自立訓練（機能訓練）事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，当該指定自立訓練（機能訓練）事業者について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練（機能訓練）事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，（１）の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。 | いない・いる  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，当該事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずる必要がある。  　　従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには，指定自立訓練（機能訓練）事業者等は，あらかじめ，文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。  ○　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるようにするためのものである。  ○　利用者による一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう行われるようにするためのものである。  ○　相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講じた上，当該措置の概要について，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに，事業所に掲示することが望ましい。  　　苦情に対し組織として迅速かつ適切に対応するため，当該苦情（提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日，内容等を記録する必要がある。 | ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○同上  ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）  ○個人情報同意書  ○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）  ○事業者のＨＰ画面・パンフレット  ○苦情受付簿  ○重要事項説明書  ○契約書  ○事業所の掲示物  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応マニュアル | 平18厚令171第162条  準用（第36条第１項）  平18厚令171第162条  準用（第36条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(27)②  平18厚令171第162条  準用（第36条第３項）  平18障発第1206001号  第三３(27)③  平18厚令171第162条  準用（第37条第１項）  平18厚令171第162条  準用（第37条第２項）  平18厚令171第162条  準用（第38条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(28)  平18厚令171第162条  準用（第38条第２項）  平18厚令171第162条  準用（第39条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(29)①②③  平18厚令171第162条  準用（第39条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 40　事故発生時の対応 | （３）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関し，法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練（機能訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （４）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関し，法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは指定自立訓練（機能訓練）の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに，県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （５）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関し，法第48条第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練（機能訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （６）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，（３）から（５）までの改善の内容を県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。  （７）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供により事故が発生した場合は，県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。  （３）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　住民に最も身近な行政庁である市町村が，サービスに関する苦情について調査や指導，助言を行うことになるが，指定自立訓練（機能訓練）事業所は，苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。  ○　社会福祉法上，都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行う。  ○　留意点  ①　利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供により事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定自立訓練（機能訓練）事業者が定めておくことが望ましいこと。  また，事業所に自動体外式除細器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお，事業所の近隣にＡＥＤが設置されており，緊急時に使用できるよう，地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 | ○市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県等への報告  書  ○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料  ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録  ○再発防止の検討記録 | 平18厚令171第162条  準用（第39条第３項）  平18厚令171第162条  準用（第39条第４項）  平18厚令171第162条  準用（第39条第５項）  平18厚令171第162条  準用（第39条第６項）  平18厚令171第162条  準用（第39条第７項）  平18障発第1206001号  第三３(29)④  平18厚令171第162条  準用（第40条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(30)  平18厚令171第162条  準用（第40条第２項）  平18厚令171第162条  準用（第40条第３項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 41　虐待の防止  42　会計の区分  43　地域との連携等  44　記録の整備 | 指定自立訓練（機能訓練）事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  　①　当該指定自立訓練（機能訓練）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  　②　当該指定自立訓練（機能訓練）事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  指定自立訓練（機能訓練）事業者は，指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに経理を区分するとともに，指定自立訓練（機能訓練）の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，当該指定自立訓練（機能訓練）を提供した日から５年間保存しているか。  　　①　自立訓練（機能訓練）計画  　　②　サービスの提供の記録  　　③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  　　④　身体拘束等の記録  　　⑤　苦情の内容等の記録  　　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  ある・ない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ②　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。  ③　指定自立訓練（機能訓練）事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発を防ぐための対策を講じること（「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参照）  ○　指定自立訓練（機能訓練）事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう，地域の住民やボランティア団体等との連携・協力等地域との交流に努めなければならない。 | ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）  ○委員会議事録  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者を配置していることが分かる書類  ○収支予算書・決算書等の会計書類  ○職員名簿  ○設備・備品台帳  ○帳簿等の会計書類  ○左記①から⑥までの書類 | 平18厚令171第162条  準用（第40条の２）  令３厚令10附則第２条  平18厚令171第162条  準用（第41条)  平18厚令171第162条  準用（第74条）  平18障発第1206001号  第四３(22)  平18厚令171第162条  準用（第75条第１項）  平18厚令171第162条  準用（第75条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 45　電磁的記録等  第５　共生型障害福祉サービスに関する基準  １　共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付，説明，同意，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。  共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等は，当該事業に関して，次の基準を満たしているか。  （１）指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を，指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上となっているか。  （２）指定通所介護事業所等の従業者の員数が，当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上となっているか。  （３）共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサー  　　ビスを提供するため，指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○電磁的記録簿冊  ○平面図  【目視】  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項  平18厚令171第162条の２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準  ３　共生型自立訓  練（機能訓練）の  事業を行う指定  小規模多機能型  居宅介護事業者  等の基準 | 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第111条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して次の基準を満たしているか。  （１）指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を，指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であるか  （２）指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が，当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であるか。  （３）共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため，指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。  共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は，当該事業に関して，次の基準を満たしているか。  （１）指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては18人）以下となっているか。  （２）指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員は登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては，登録定員に応じて，次に定める利用定員，サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内となっているか。     |  |  | | --- | --- | | 登録定員 | 利用定員 | | 26人又は27人 | 16人 | | 28人 | 17人 | | 29人 | 18人 | | ある・ ない  ある・ ない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○平面図  【目視】  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○同上 | 平18厚令171第162条の３  平18厚令171第162条の４ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４　準用  ５　電磁的記録等 | （３）指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は，機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。  （４）指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしているか。  （５）共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため，指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。  第１の（４），第４及び共生型自立訓練（機能訓練）の事業を準用  （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(２)に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが想定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  該当する・しない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 | |
|  | | ○平面図  【目視】  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同準用項目と同一文書  ○電磁的記録簿冊 | 平18厚令171  第162条の４準用（第９条から第20条まで，第22条，第23条，第28条，第33条の２,第35条の２から第41条まで，第51条，第57条から第60条まで，第66条，第68条から第70条まで，第74条，第75条，第79条，第85条の２から第92条まで，第155条及び前節（第162条を除く。））  平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項 | |  | |
|  | | | | | | |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | |
| 第６　基準該当障害福祉サービスに関する基準  １　基準該当自立訓練（機能訓練）の基準 | | 基準該当自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとなっているか。  （１）指定通所介護事業者（平成11年厚生省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準」（以下  　　「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第１項に規定する指定通所介護事業者）又は指定地域密着型通所介護事業者  　　（平成18年厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準」（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者）（指定通所介護事業者等）であって，地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19 条に規定する指定地域密着型通所介護事業）（指定通所介護等）を提供するものであること。  （２）指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第１項 に規定する指定通所介護事業所）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所）（指定通所介護事業所　等）の食堂及び機能訓練室の面積を，指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。  （３）指定通所介護事業所等の従業者の員数が，当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。  （４）基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため，指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 | | | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○平面図  【目視】  ○利用者数の分かる資料  ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 法第30条第１項第２号イ  平18厚令171第163条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例 | 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合に，当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と，当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなしているか。この場合において，１の規定は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。  （１）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス，指定障害福祉サービス基準第94条の２の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の６において準用する同基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては，18人）以下とすること。  （２）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス，指定障害福祉サービス基準第94条の２の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の６において準用する同基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては，登録定員に応じて，次の表に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては，12人）までの範囲内とすること。   |  |  | | --- | --- | | 登録定員 | 利用定員 | | 26人又は27人 | 16人 | | 28人 | 17人 | | 29人 | 18人 | | 該当する・しない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○同上 | 平18厚令171第163条の２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ３　利用者負担額等の受領  ４　電磁的記録等 | （３）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は，機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。  （４）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス，指定障害福祉サービス基準第94条の２の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の６において準用する同基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。  （５）この２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため，指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  （第４の１３の（２）から（５）を準用）  （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(２)に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが想定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。 | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○平面図  ○目視  ○勤務表・出勤簿，従業員の資格証，勤務体制一覧表，利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）など  ○同準用項目と同一文書  ○電磁的記録簿冊 | 平18厚令171第164条準用  （第159条第２～６項）  平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第７　多機能型に関する特例  １　利用定員に関する特例  ２　従業者の員数等に関する特例 | （１）多機能型生活介護事業所，多機能型自立訓練（機能訓練）事業所，多機能型自立訓練（生活訓練）事業所，多機能型就労移行支援事業所，多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所（「多機能型事業所」と総称）は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては，当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし，宿泊型自立訓練の利用定員を除く）の合計が20人以上である場合は，当該多機能型事業所の利用定員を，次に掲げる人数とすることができる。  ①　多機能型生活介護事業所，多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く）　６人以上  ②　多機能型自立訓練（生活訓練）事業所　６人以上。ただし，宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては，宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が６人以上とする。  ③　多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所　10人以上  （２）離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち，将来的にも利用者の確保の見込みがないとして県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については，(１)中「20人」とあるのは「10人」とできる。  この場合において，地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所，多機能型自立訓練(機能訓練)事業所，多機能型自立訓練(生活訓練)事業所，多機能型就労継続支援Ｂ型事業所に限る。）については，当該多機能型事業所の利用定員を，１人以上とすることができる。  （１）多機能型事業所は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は，第２の１の(１)の②又は④にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。 | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり，当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。なお，各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあっては，サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能であること。 | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○同上  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 法第43条  平18厚令174第89条第１項  平18厚令174第89条第４項  平18厚令171第215条第１項  平18厚令174第90条第１項  平18障発第1206001号  第十六１(3) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ３　設備の特例  ４　電磁的記録等 | （２）多機能型事業所（指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は，第２の１の（２）にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年９月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして，当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を，次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ，それぞれに掲げる数とし，この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならないこととすることができる。  　　①　利用者の数の合計が60以下　1以上  ②　利用者の数の合計が61以上　1に，利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  （３）第６の１の(２)後段により多機能型事業所の利用定員を１人以上とすることができることとされた多機能型事業所は，第２の１の(１)の④にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして，当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を，常勤換算方法で，次の①に掲げる利用者の数を６で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち１人以上は常勤でなければならない。  ①　生活介護，自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者  ②　就労継続支援Ｂ型の利用者  多機能型事業所については，サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ，一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。  （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(２)に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが想定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。 | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○平面図  ○設備・備品等一覧  　表  【目視】  ○電磁的記録簿冊 | 平18厚令171第215条第２項  平18厚令174第90条第２項  平18厚令174第90条第３項  平18厚令171第216条  平18厚令174第91条  平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第８　変更の届出等  第９　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い  １　基本事項  ２　機能訓練サービス費  （１）機能訓練サービス費(Ⅰ)  （２）機能訓練サービス費(Ⅱ) | （１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき，又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。  （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は，当該指定自立訓練（機能訓練）の事業を廃止し，又は休止しようとするときは，その廃止又は休止の日の１月前までに，その旨を県知事に届け出ているか。  （１）指定自立訓練（機能訓練）に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第10により算定する単位数に，平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし，その額が現に当該指定自立訓練（機能訓練）に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定自立訓練（機能訓練）に要した費用の額となっているか。）  （２）（１）の規定により，指定自立訓練（機能訓練）に要する費用の額を算定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  機能訓練サービス費(Ⅰ)については，指定自立訓練(機能訓練)事業所等において，指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に，利用定員に応じ，1日につき所定単位数を算定しているか。  ただし，地方公共団体が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所，特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては，所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ①　機能訓練サービス費(Ⅱ)（視覚障害者に対する専門的訓練の場合を除く。）については，指定障害福祉サービス基準第156条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第２号の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が，利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)等（共生型自立訓練（機能訓練）を除く。）を行った場合に，自立訓練（機能訓練）計画等に位置付けられた内容の指定自立訓練(機能訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に，小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり，絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。  この計算の後，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和３年厚生労働省告示第87 号）附則第14 条に規定する単位数の計算を行う場合も，小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが，小数点以下の端数処理の結果，上乗せされる単位数が１単位に満たない場合は，１単位に切り上げて算定する。  ただし，特定事業所加算，特別地域加算，福祉・介護職員処遇改善加算，福祉・介護職員等特定処遇改善加算，福祉・介護職員処遇改善特別加算及び同一建物減算を算定する場合については，対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて，当該加減算の単位数を算定することとする。 | ○変更届（控）など  ○同上  ○訓練等給付費請求書(控)，訓練等給付費明細書(控)，領収証(控)，自立訓練（機能訓練）計画，実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 法第46条第１項  施行規則第34条の23  法第46条第２項  施行規則第34条の23  法第29条第３項  平18厚告523の一  平18厚告539  平18障発第1031001号  第二１（1）①  法第29条第３項  平18厚告523の二  平18厚告523  別表第10の１の注１  平18厚告523  別表第10の１の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （３）共生型機能訓練サービス費  （４）基準該当機能訓  　　練サービス費  （５）その他 | ②　機能訓練サービス費（Ⅱ）（視覚障害者に対する専門的訓練の場合に限る。）については，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の十に定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において，当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に，1日につき所定単位数を算定しているか。  共生型機能訓練サービス費については，共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所において，共生型自立訓練（機能訓練）を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし，地方公共団体が設置する共生型自立訓練（機能訓練）事業所の場合は，所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  　基準該当機能訓練サービス費については，第５の１に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所において，基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  ①　(１)～（３）に掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって，(１)については次のアからウまでのいずれかに該当する場合に，(２)についてはイ又はウに該当する場合に，（３）についてはアに該当する場合に，それぞれアからウまでに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  ア　利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の五のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合　同表の下欄に定める割合　100分の70  イ　平成18年厚生労働省告示第523号別表第10の１の２の注１に規定する指定自立訓練(機能訓練)等の提供に当たって，自立訓練(機能訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画に限る。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  　　・作成されていない期間が３月未満の場合　　100分の70  　　・作成されていない期間が３月以上の場合　　100分の50 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○訓練等給付費請求書(控)，訓練等給付費明細書(控)，領収証(控)，自立訓練（機能訓練）計画，実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第10の１の注２の２  平18厚告556の十  平18厚告523  別表第10の１の注２の３  平18厚告523  別表第10の１の注３  平18厚告523  別表第10の１の注４  平18厚告550の五 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （情報公表未報告減算）  （業務継続計画未策定減算）  ※令和７年４月１日から適用  （身体拘束廃止未実施減算）  （虐待防止措置未実施減算） | ウ　平成18年厚生労働省告示第523号別表第10の１の２の注１に規定する指定自立訓練(機能訓練）事業所等における指定自立訓練(機能訓練）等の利用者(指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が１年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。）の平均値が障害者総合支援法施行規則第６条の６第１号に掲げる期間に６月間を加えて得た期間を超えている場合100分の95  ②　平成21年厚告第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して，指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者が，当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合は，１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ③　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は，所定単位数の100分の５に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算しているか。  ④　指定障害福祉サービス基準第162条，第162条の５及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し，指定障害者支援施設基準第42条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  ⑤　指定障害福祉サービス基準第162条，第162条の５及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数に減算し，指定障害者支援施設基準第48条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  ⑥　指定障害福祉サービス基準第162条，第162条の５及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２又は指定障害者支援施設基準第54条の２に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○訓練等給付費請求書(控)，訓練等給付費明細書(控)，領収証(控)，自立訓練（機能訓練）計画，実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 施行規則第６条の６第１号  平21厚告176  平18厚告523  別表第10の１の注４の２  法第76条の３第１項  平18厚告523  別表第10の１の注４の３  平18厚告523  別表第10の１の注４の４  平18厚告523  別表第10の１の注４の５  平18厚告523  別表第10の１の注４の６ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （６）障害福祉サービス相互の算定関係  ２－２　福祉専門職員配置等加算 | ⑦　共生型機能訓練サービス費については，次のア及びイのいずれにも適合するものとして県知事に届け出た共生型自立訓練（機能訓練）事業所について，１日につき58単位を加算しているか。  ア　サービス管理責任者を１名以上配置していること。  イ　地域に貢献する活動を行っていること。  　利用者が自立訓練(機能訓練）以外の障害福祉サービスを受けている間は，機能訓練サービス費は，算定されていないか。  （１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については，第２の１の（１）の④若しくは指定障害福祉サービス基準第220条第１項第４号又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第２号のイの(１)の規定により置くべき生活支援員（生活支援員）又は指定障害福祉サービス基準第162条の２第２号，第162条の３第２号若しくは第162条の４第４号の規定により置くべき従業者（共生型自立訓練（機能訓練）従業者）として常勤で配置されている従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において，指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については，生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において，指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は，算定していないか。  （３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については，次の①又は②のいずれかに該当するものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において，指  定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は，算定していないか。  ①　生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として配置されている従業者のうち，常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること  ②　生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち，３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・いない  いない・ いる  いる・ いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○訓練等給付費請求書(控)，訓練等給付費明細書(控)，領収証(控)，自立訓練（機能訓練）計画，実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第10の１の注４の７  平21厚告176  平18厚告523  別表第10の１の注５  平18厚告523  別表第10の１の２の注１  平18厚告523  別表第10の１の２の注２  平18厚告523  別表第10の１の２の注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２－３　ピアサポ  ート実施加算  ３　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 次の（１）及び（２）のいずれにも該当するものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において，法第４条第１項に規定する障害者又は障害者であったと県知事が認める者である従業者であって，（１）に規定する障害者ピアサポート研修修了者であるものが，その経験に基づき，利用者に対して相談援助を行った場合に，当該相談援助を受けた利用者の数に応じ，１月につき所定単位数を加算しているか。  （１）法第78条第３項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し，当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「障害者ピアサポート研修修了者」という。）を指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等（新設）とする。）配置していること。  （２）（１）に掲げるところにより配置した者のいずれかにより，当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者に対し，障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。  （１）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）については，視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）の利用者の数(重度の視覚障害，聴覚障害，言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については，当該利用者数に２を乗じて得た数とする。)が当該自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって，視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を，指定障害福祉サービス基準第156条，第162条の２第２号，第162条の３第２号，第162条の４第４号若しくは指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第２号に掲げる人員配置に加え，常勤換算方法で，利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして県知事に届け出た指定障害者支援施設等において，指定施設入所支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○訓練等給付費請求書(控)，訓練等給付費明細書(控)，領収証(控)，自立訓練（機能訓練）計画，実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第10の１の３の注  平18厚告523  別表第10の１の３の注（１）  平18厚告523  別表第10の１の３の注（２）  平18厚告523  別表第10の２の注１ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４　高次脳機能障害者支援体制加算  ５　初期加算 | （２）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）については，視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数（重度の視覚障害，聴覚障害，言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については，当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって，視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を，指定障害福祉サービス基準第156条，第162条の２第２号，第162条の３第２号，第162条の４第４号若しくは指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第２号に掲げる人員配置に加え，常勤換算方法で，当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において，指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  　平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十七に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十のイに定める基準に適合しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において，指定自立訓練（機能訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  　指定自立訓練(機能訓練)事業所等において，指定自立訓練(機能訓練）等を行った場合に，当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○訓練等給付費請求書(控)，訓練等給付費明細書(控)，領収証(控)，自立訓練（機能訓練）計画，実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第10の２の注２  平18厚告523  別表第10の２の２  平18厚告551の10  平18厚告523  別表第10の３の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ６　欠席時対応加  　算  ６－２　リハビリテーション加算 | 指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が，あらかじめ当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を予定していた日に，急病等によりその利用を中止した場合において，指定障害福祉サービス基準第156条，第162条の２第２号，第162条の３第２号，第162条の４第４号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第４条の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が，利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに，当該利用者の状況，相談援助の内容等を記録した場合に，１月につき４回を限度として，所定単位数を算定しているか。  （１）リハビリテーション加算（Ⅰ）については，次の①から⑤までの基準のいずれにも適合するものとして県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において，頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して，指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合又は次の①から⑥までの基準のいずれにも適合するものとして県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において，障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して，指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）リハビリテーション加算（Ⅱ）については，次の①から⑤までの基準のいずれにも適合するものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において，上記（１）に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して，指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  　　　ただし，リハビリテーション加算 (Ⅰ)を算定している場合は，算定していないか。  　①　医師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士その他の職種の者が共同して，利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。  　②　利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士が指定自立訓練（機能訓練）等を行っているとともに，利用者の状態を定期的に記録していること。  　③　利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し，必要に応じて当該計画を見直していること。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いない・ いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○訓練等給付費請求書(控)，訓練等給付費明細書(控)，領収証(控)，自立訓練（機能訓練）計画，実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第10の４の注  平18厚告523  別表第10の４の２の注１  平18厚告523  別表第10の４の２の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ７　利用者負担上　限額管理加算  ８　食事提供体制　加算 | ④　指定障害者支援施設等に入所する利用者については，リハビリテーションを行う医師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が，看護師，生活支援員その他の職種の者に対し，リハビリテーションの観点から，日常生活上の留意点，介護の工夫等の情報を伝達していること。  ⑤　④に掲げる利用者以外の利用者については，指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者が，必要に応じ，指定特定相談支援事業者を通じて，指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し，リハビリテーションの観点から，日常生活上の留意点，介護の工夫等の情報を伝達していること。  　⑥　当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに，利用者の生活機能の改善状況等を評価し，当該評価の結果を公表していること。  指定自立訓練（機能訓練）事業者，共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が，利用者負担額合計額の管理を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  　低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。），低所得者等である基準該当自立訓練(機能訓練)の利用者又は低所得者等である病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して，指定自立訓練（機能訓練）事業所等，基準該当自立訓練(機能訓練)事業所若しくは病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等，基準該当自立訓練(機能訓練)事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等，基準該当自立訓練(機能訓練)事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において，次の（１）から（３）までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に，令和９年３月31日までの間，１日につき定単位数を加算しているか。  （１）当該事業所の従業者として，又は外部との連携により，管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。  （２）食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。  （３）利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。 | いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○訓練等給付費請求書(控)，訓練等給付費明細書(控)，領収証(控)，自立訓練（機能訓練）計画，実績記録  ○同上 | 平18厚告523  別表第10の５の注  平18厚告523  別表第10の６の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ９　送迎加算  10　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | （１）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施しているものとして県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所，共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国，地方公共団体が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所，共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし，地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）において，利用者（施設入所者を除く。）に対して，その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所，共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に，片道に付き所定単位数を加算しているか。  （２）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施している場合は，所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  （１）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）及び障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については，指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が，指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において，指定障害者支援施設等に置くべき従業者が，次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに，当該利用者の状況，当該支援の内容等を記録した場合に，所定単位数に加算しているか。  　　①　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合  　　②　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合  （２）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）については，体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定しているか。  （３）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については，体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定しているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○訓練等給付費請求書(控)，訓練等給付費明細書(控)，領収証(控)，自立訓練（機能訓練）計画，実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第10の７の注１  平24厚告268の四  平18厚告523  別表第10の7の注２  平24厚告268の四  平18厚告523  別表第10の８の注１  平18厚告523  別表第10の８の注２  平18厚告523  別表第10の８の注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 10－２　社会生活支援特別加算  10－３　就労移行支援体制加算 | （４）障害福祉サービスの体験利用支援加算が算定されている指定障害者支援施設等が，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第10号のロに規定する施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に，更に１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。  　平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第10号のハに規定する施設基準に適合するものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第９号に規定する者に対して，特別な支援に対応した自立訓練（機能訓練）計画等に基づき，地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援を行った場合に，当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には，当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において，１日につき所定単位数を加算しているか。  　指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（主眼事項及び着眼点等（指定就労継続支援Ａ型）の第７の２の（２）に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等の移行を除く。）し，就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが，当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては，当該指定生活介護等を受けた後，就労を継続している期間が ６月に達した者）（過去３年間において，当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては，県知事又は市町村長が適当と認める者に限る）が前年度において１人以上いるものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において，指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に，１日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等の行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○訓練等給付費請求書(控)，訓練等給付費明細書(控)，領収証(控)，自立訓練（機能訓練）計画，実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第10の８の注４  平18厚告551第十のロ  準用（第六のチ）  平18厚告523  別表第10の８の２の注  平18厚告551第十のハ  平18障発第1031001  第二の３の(1)の⑪  平18厚告556第九  平18厚告523  別表第10の８の３の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 10－４　緊急時受入加算  10－５　集中的支  援加算  11　福祉・介護職員処遇改善加算  ※令和６年５月31日まで | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の第10号の二に定める施設基準に適合しているものとして県知事または市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において，利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において，当該利用者又はその家族等からの要請に基づき，夜間に支援を行ったときに，１日につき所定単位数を加算しているか。  障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において，広域的支援人材を指定自立訓練（機能訓練）事業所等に訪問させ，又はテレビ電話装置等を活用して，広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに，当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。  平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十八に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等，基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12及び13において同じ。）が，利用者に対し，指定自立訓練（機能訓練）等基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年５月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  （１）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　２から10までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては，1000分の68に相当する単位数)  （２）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　２から10までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては，1000分の50に相当する単位数)  （３）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　２から10までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の28に相当する単位数） | いる・ いない  いる・ いない  いる・ いない  いない・ いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○訓練等給付費請求書(控)，訓練等給付費明細書(控)，領収証(控)，自立訓練（機能訓練）計画，実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第10の８の４の注  平18厚告551の10準用（二）  平18厚告523  別表第10の８の５の注  平18厚告556の一の二  平18厚告543の二十七の二準用（二） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 12　福祉・介護職員等特定処遇改善加算  ※令和６年５月31日まで  13　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算  ※令和６年５月31日まで | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十八に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等，基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が，利用者に対し，指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  　ただし，次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては，次に掲げる他方の加算は算定していないか。  　①　福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)　２から10の５までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の26に相当する単位数）  　②　福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)　２から10の５までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の26に相当する単位数）  　平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十八の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等，基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が，利用者に対し，指定自立訓練（機能訓練）等，基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合は，１から10の５までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | いる・ いない  いない・ いる  いる・ いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○訓練等給付費請求書(控)，訓練等給付費明細書(控)，領収証(控)，自立訓練（機能訓練）計画，実績記録  ○同上 | 平18厚告543の二十八  準用（十七）  平18厚告543の二十八の二  準用（三の二） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 14　福祉・介護職員等処遇改善加算  ※令和６年６月１日以降 | （１）平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十七の二に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等，基準該当自立訓練（機能訓  　　練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所  　　（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。（２）において同じ。）が，利用者に対し，指定自立訓練（機能訓  　　練）等，基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  　　　ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  　① 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　２から10の５までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の125に相当する単位数）  　② 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　２から10の５までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数  　③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　２から10の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の99に相当する単位数  　④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　２から10の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の81に相当する単位数）  （２）令和７年３月31日までの間，別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等，基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（（１）の加算を算定しているものを除く。）が，利用者に対し，指定自立訓練（機能訓練）等，基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。  　　　ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  　① 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の107に相当する単位数）  　② 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の107に相当する単位数） | いる・ いない  いない・ いる  いる・ いない  いない・ いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○訓練等給付費請求書(控)，訓練等給付費明細書(控)，領収証(控)，自立訓練（機能訓練）計画，実績記録  ○同上 | 平18厚告523  別表第10の９の注１  平18厚告543の二十七の二  準用（二）  平18厚告523  別表第10の９の注２  平18厚告543の二十七の二  準用（二） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数  　　④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数  　⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の89に相当する単位数）  　⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数  　⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の85に相当する単位数）  　⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の81に相当する単位数）  　⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数  　⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の67に相当する単位数）  　⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の63に相当する単位数）  　⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数  　⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の59に相当する単位数）  　　⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁ ２から10の５までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の41に相当する単位数） |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  |  |  |  |

**（参考）　主な根拠法令等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 略　　号 | 法　　　　令　　　　等　　　　名 |
| 法 | 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月７日，法律第123号） |
| 政令 | 施行令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年１月25日，政令第10号） |
| 省令 | 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年２月28日，厚生労働省令第19号） |
| 平18厚令171 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省令第171号） |
| 平18厚令174 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日，厚生労働省令第174号） |
| 告示 | 平18厚告523 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第523号） |
| 平18厚告539 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年９月29日，厚生労働省告示第539号） |
| 平18厚告540 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年９月29日，厚生労働省告示第540号） |
| 平18厚告543 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第543号） |
| 平18厚告544 | 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年９月29日，厚生労働省告示第544号） |
| 平18厚告545 | 食事の提供に要する費用，光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年９月29日，厚生労働省告示第545号） |
| 平18厚告550 | 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業員の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合  （平成18年９月29日，厚生労働省告示第550号） |
| 平18厚告556 | 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年９月29日，厚生労働省告示第556号） |
| 平24厚告268 | 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（平成24年３月３０日，厚生労働省告示第268号） |
| 平21厚告176 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成21年3月30日，厚生労働省告示第176号） |
| 平18厚告551 | 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第551号） |
| 通知等 | 平18障発第1206001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日，障発第1206001号） |
| 平18障発第1031001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年１月31日，障発第1031001号） |
| 平17障発第1020001号 | 障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日，障発第1020001号） |
|  | 福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年３月28日，福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） |
| 県条例 | 県条例第37号 | 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年３月29日，条例第37号） |